

平成 30 年度版社会福祉法人東京都社会福祉協議会ボランティア保険ご加入者様へ

◆ボランティア見舞金制度について◆

ボランティア保険の加入者が活動中（往復途上を含む）にボランティア保険の給付対象にならない事由で死亡した場合に死亡見舞金を給付します。

本制度は東京都社会福祉協議会が独自に運営する制度です。

給付額 全プラン共通……30 万円

【お問合せ先】

東京都社会福祉協議会 福祉部経営支援担当

TEL. 03-3268-7232

東京都社会福祉協議会指定代理店 有限会社 東京福祉企画

TEL. 03-3268-0910

引受保険会社（幹事会社）

三井住友海上火災保険株式会社 公務部 東京公務室

TEL. 03-3259-7593